

2 法人 都

区 分	均 等 割 額		法 人			
			現 年 度			
	納 税 義 務 者 数	調 定 額 ①	確 定 法 人 税 割 額		確定法人税割額に対応する 前年度分の中間申告額	
			事 業 年 度 数	税 額 ②	事 業 年 度 数	税 額 ③
	人	千円	件	千円	件	千円
総 計	738 078	98 893 958	726 073	741 857 945	96 716	230 187 118
普 通 法 人	694 034	96 234 874	695 505	732 345 742	96 648	230 180 765
都 内 法 人	600 371	55 072 461	601 456	196 951 486	67 965	59 056 212
分 割 法 人	93 663	41 162 413	94 049	535 394 256	28 683	171 124 553
本 都 本 店 分	53 423	28 406 427	53 624	472 094 204	16 190	149 461 280
他 府 県 本 店 分	40 240	12 755 986	40 425	63 300 052	12 493	21 663 273
特 別 法 人	3 054	856 362	3 055	5 893 123	-	-
公 益 法 人 等	24 636	1 011 928	11 113	2 716 456	-	-
人 格 な き 社 団 等	7 264	456 720	7 276	106 621	-	-
清 算 法 人	9 090	334 074	9 124	796 004	68	6 353

(備考) 1 「納税義務者数」は、当該年度中に確定したもの及び決定したものの合計数による。ただし、当該年度中の事業年度数が2以上の法人においては、
2 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。
3 「確定法人税割額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。

3 法人 事

(1) 調

区 分	現 年 度			
	確 定 事 業 税 額		確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
	事 業 年 度 数	税 額 ①	事 業 年 度 数	税 額 ②
	件	千円	件	千円
総 計	725 784	1 559 020 049	94 963	507 723 647
所 得 課 税 分 (外形対象法人分を除く)	707 147	702 388 051	84 482	158 552 675
普 通 法 人	668 896	675 251 282	84 412	158 539 454
都 内 法 人	585 421	370 506 216	62 900	81 899 676
分 割 法 人	83 475	304 745 066	21 512	76 639 778
本 都 本 店 分	47 536	248 698 251	12 087	62 198 193
他 府 県 本 店 分	35 939	56 046 815	9 425	14 441 585
特 別 法 人	10 867	16 181 081	2	1 915
公 益 法 人 等	11 114	9 423 542	-	-
人 格 な き 社 団 等	7 251	396 378	-	-
清 算 法 人	9 019	1 135 768	68	11 306
収 入 金 額 課 税 分	5 711	55 848 313	1 650	23 634 311
外 形 対 象 法 人 分	12 926	800 783 685	8 831	325 536 661
所 得 割 分	12 926	206 408 986	8 831	75 873 545
付 加 価 値 割 分	-	396 971 079	-	164 093 181
資 本 割 分	-	197 403 620	-	85 569 935

(備考) 1 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。
2 「確定事業税額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。
3 「所得課税分（外形対象法人分を除く）」は地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人分、「収入金額課税分」は同項第2号、第3号及び第

民 税（令和6年度）

税		割		額		合 計 調 定 額 ① + ⑧
相 当		分		過年度相当分	調 定 額 ⑥ + ⑦ ⑧	
確 定 申 告 が 翌 年 度 に なる 中 間 申 告 額		中間納付額の 歳出還付額	差 引 調 定 額 ②－③＋④＋⑤	調 定 額		
事 業 年 度 数	税 額 ④	⑤	⑥	⑦		
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円
101 917	243 023 862	26 013 913	780 708 602	16 835 308	797 543 910	896 437 868
101 854	243 016 905	26 011 886	771 193 768	16 787 890	787 981 658	884 216 532
72 256	55 187 442	14 395 450	207 478 166	4 082 462	211 560 628	266 633 089
29 598	187 829 463	11 616 436	563 715 602	12 705 428	576 421 030	617 583 443
16 634	165 795 731	9 738 397	498 167 052	12 240 867	510 407 919	538 814 346
12 964	22 033 732	1 878 039	65 548 550	464 561	66 013 111	78 769 097
－	－	－	5 893 123	20 443	5 913 566	6 769 928
－	－	－	2 716 456	13 598	2 730 053	3 741 981
－	－	－	106 621	4 041	110 662	567 382
63	6 957	2 027	798 635	9 336	807 971	1 142 045

1 納税義務者とする。

業 税（令和6年度）
定 額

相 当 分					合 計 調 定 額 ⑤ + ⑥
確 定 申 告 が 翌 年 度 に なる 中 間 申 告 額		中間納付額の 歳出還付額	差 引 調 定 額 ①－②＋③＋④ ⑤	過 年 度 相 当 分 調 定 額 ⑥	
事 業 年 度 数	税 額 ③	④	⑤	⑥	
件	千円	千円	千円	千円	千円
100 356	519 769 024	44 732 807	1 615 798 233	24 577 636	1 640 375 869
89 943	162 129 647	23 736 023	729 701 046	19 408 317	749 109 363
89 880	162 117 565	23 734 852	702 564 245	18 819 797	721 384 042
67 324	88 248 532	16 369 295	393 224 367	14 998 712	408 223 079
22 556	73 869 033	7 365 557	309 339 878	3 821 085	313 160 963
12 625	57 321 503	5 790 509	249 612 070	2 759 561	252 371 631
9 931	16 547 530	1 575 048	59 727 808	1 061 524	60 789 332
－	－	102	16 179 268	422 280	16 601 548
－	－	－	9 423 542	80 229	9 503 771
－	－	－	396 378	28 451	424 829
63	12 082	1 069	1 137 613	57 560	1 195 173
1 765	25 814 454	347 720	58 376 176	54 858	58 431 034
8 648	331 824 923	20 649 064	827 721 011	5 114 461	832 835 472
8 648	75 107 232	9 664 984	215 307 657	967 993	216 275 650
－	169 434 224	9 733 158	412 045 280	1 942 576	413 987 856
－	87 283 467	1 250 922	200 368 074	2 203 892	202 571 966

4 号に掲げる事業分、「外形対象法人分」は同項第1号イに掲げる法人分を指している。